

指定管理者の指定について

指定管理者を新たに指定する以下の施設について、令和８年６月に開催された令和８年第３回栗原市議会定例会において議決を受け、指定管理者の指定を行いましたのでお知らせします。
なお、今後、市と指定管理者において施設の管理に関する協定書を締結することになります。

新規 又は 更新	選定 方法	施設名及び所在地		指定管理者となる団体名及び事務所所在地		指定の期間
新規	公募	栗駒山観光交流拠点施設	栗原市栗駒沼倉耕英東地内	わかやなぎBULLSCOMPANY株式会社	栗原市若柳字川北塚ノ根２２番地２	栗駒山観光交流拠点施設条例の施行の日から令和２０年３月 ３１日まで